秘密保持契約書

別添3

国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という。）及び○○（相手方正式名称）（以下「●●（相手方略称）」という。）とは、「太陽系フロンティア開拓による人類の生存圏・活動領域拡大に向けたオープンイノベーションハブ」に関する研究提案募集（RFP）（以下「本目的」という。）に関連してJAXA及び●●が提供、開示する秘密情報の取り扱いに関して、次のとおり契約を締結する。

（秘密情報の定義）

第１条　本契約において「秘密情報」とは、JAXA及び●●が本目的のために、相互に提供、開示する技術情報、営業情報等の情報であって、提供、開示に際して秘密であることを明示した情報をいう。本契約の「秘密情報」は、本契約の締結以前に本目的に関連して、相手方から提供、開示を受けた情報を含むものとする。なお、口頭、実演、上映、投影、その他書面又は物品以外の媒体により秘密情報を開示する場合には、相手方に開示する際に秘密である旨を明示し、且つ開示後１４日以内に、当該秘密情報を書面にて取りまとめ、秘密である旨を明示した上で、相手方に送付するものとする。

２　前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報から除くものとする。

(1)　相手方から知得する以前に既に公知であるもの。

(2)　相手方から知得した後に、自らの責によらず公知となったもの。

(3)　相手方から知得する以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。

(4)　正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの。

(5)　相手方から知得した情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。

(6)　相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。

(7)　裁判所命令又は法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを相手方に直ちに通知する。

（守秘義務）

第２条　JAXA及び●●は、本目的で使用する場合または相手方の書面による事前の承諾を得た場合を除き、相手方から提供、開示された秘密情報を使用してはならない。

２　JAXA及び●●は、相手方から知り得た秘密情報を、自己の役員あるいは従業員であっても、知る必要のある者以外に漏洩し又は提供、開示してはならない。

３　JAXA及び●●は、相手方から知り得た一切の秘密情報を厳に秘密に保持し、相手方の書面による事前の承諾を得た場合を除き、これを第三者に提供、開示してはならない。ただし、JAXAは本目的で使用する範囲において、●●の書面による事前の承諾を得ることなく、「太陽系フロンティア開拓による人類の生存圏・活動領域拡大に向けたオープンイノベーションハブ」事業の支援機関である国立研究開発法人 科学技術振興機構（以下「JST」という。）に提供、開示できるものとする。

４　JAXA及び●●は、前項の規定により、相手方の書面による事前の承諾を得た第三者又はJSTに秘密情報の提供、開示を行う場合には、本契約において自らが負うものと同等の義務を当該第三者又はJSTに負わせるものとし、当該第三者又はJSTによる本契約内容の違反は、当該第三者又はJSTに秘密情報を提供、開示したJAXA又は●●の本契約の違反を構成するものとする。

（管理）

第３条　JAXA及び●●は、相手方から提供、開示された秘密情報を、意図せず漏洩することの無いよう適切な管理及び取扱をしなければならない。

（保証）

第４条　JAXA及び●●は、開示した秘密情報に瑕疵があった場合でも、一切の責任を負わないものとし、それらについて一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

（損害賠償）

第５条　JAXA及び●●は、相手方が本契約に違反したことにより損害を被った場合には、当事者に対し損害の賠償を請求することができる。

（有効期間）

第６条　本契約の有効期間は、締結日から２０１９年１２月３１日までとする。ただし、JAXA及び●●の書面による同意により、本契約は変更、解除又は延長することが出来る。

２　前項にかかわらず、第２条（守秘義務）及び第３条（管理）の規定は、本契約終了後もその効力を有するものとする。ただし、必要な場合はJAXA及び●●が協議のうえ、特定の秘密情報について前記期間を延長し又は短縮できるものとする。

（契約外の事項）

第７条　本契約に基づく秘密情報の提供、開示は、当該秘密情報についての実施権の許諾、権利の移転、その他本契約に規定していない使用又は処分を行う権限を付与するものではない。

２　JAXA及び●●は、本契約の解釈に疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、相互に誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。

　本契約締結の証として、本契約書２通を作成し、JAXA及び●●が記名押印のうえ各1通を保管する。

２０１９年　　月　　日

東京都調布市深大寺東町７－４４－１

国立研究開発法人 宇宙航空研究開発機構

宇宙探査イノベーションハブ

ハブ長　　　　　　　　　　　　　久保田　孝

（住所）

（相手方正式名称）

（所属・役職）　　　　　　　　　（締結者氏名）